

随意契約理由書

工事名称：南大阪湾岸流域下水道 流域下水道防災システム監視設備機能増設工事

工事場所：泉北郡忠岡町新浜三丁目地内 外

本工事は、泉北送泥ポンプ場外 5 箇所の送泥ポンプ場に設置される自家発電設備及び泉北送泥管 2 条化に伴う流量計増設に係る流域下水道防災システムの機能増設工事である。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、流域下水道用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って、本工事を実施するには、当該システムの設計・製作において、その機能、構造に精通していることが必要なうえ、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該システムの設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社関西支社以外にないため、同者より見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を行うものである。